

日 時 令和4年(2022年)2月19日(火)10時00分～11時30分

場 所 オンライン開催

出席者 新井 肇 会長 菰口 太志 副会長 青野 昌悟 委員
安達 絵里 委員 池田 修一 委員 池田 陽子 委員
池田 修一 委員 市川 伊久雄 委員 鈴木 隆一 委員
仲野 由季子 委員 早崎 潤 委員 林 明美 委員
前田 久美子 委員 松本 喜美子 委員 松山 和久 委員

欠席者 青木 健司 委員 小平 宝生 委員

傍聴者 0名

司会 皆様こんにちは。本日は、大変御多用の中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただ今より、令和3年度第4回伊丹市いじめ防止等対策審議会を開会いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場とオンラインを併用して会を進めて参ります。カメラはオンに、マイクはオフにさせていただきますようお願いいたします。なお、御意見・御質問等がありましたら、手を挙げる等合図をしていただきまして、こちらにお知らせください。指名させていただきますので、その都度マイク機能をオンにして御発言ください。

私は、本日の進行を務めさせていただきます伊丹市教育委員会事務局学校指導課の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、録音・録画をさせていただくことにつきまして、御了解いただきますようお願いいたします。

本日は川西こども家庭センター所長の青木委員、伊丹警察署生活安全課長の小平委員から御欠席の連絡をいただいておりますので、御出席は15名になります。

本日は、傍聴者はおりませんので、傍聴要領の説明等については割愛させていただきます。

それでは、新井会長に御挨拶いただきますとともに、以後の進行につきましては、会長により進めていただきます。

新井会長よろしくお願いいたします。

新井会長 皆様、こんにちは。オンラインですけれどもよろしくお願いいたします。フォーラムは何とか対面でちょうどいい時期に出来て良かったと思っております。その際、委員の皆様にはファシリテーターということで、各グループをリードしていただきどうもありがとうございました。小学生も初めて入れましたけれども、実りある会になったかなと思っております。あと最後に申しましたけれども、そこで出た意見をどのように施策の中に具体化して実現していくのかというところがこれからの大きな課題であると思っております。開会に先立ちまして一言だけ御挨拶をさせていただきます。

私も委員をしていますけれど、今、文部科学省でいじめ防止対策協議会が動いてお

ります。主な内容は、いじめの重大事態の背景調査のあり方についての再検討とその上に立って、いじめの防止をどう進めていくのか、とりわけ深刻な重大事態を引き起こさないために何をやらなければならないのかということを検討しているという状況です。併せて、いじめだけではないのですが、生徒指導全体に関して、文部科学省で生徒指導提要という手引き書を出しております。これは2010年に出されたのですがけれども、11年経過をして今、改訂作業に入っています。改訂のポイントが3つありまして、1つは積極的な生徒指導を進めていくことです。何か問題が起きたとか、危機に陥った後ではなくて、もっと早い段階で問題の未然防止に努める、あるいはもっと広く、仮に問題がないとしても、人権意識を持って市民性を育むようなすべての児童の成長を促すような指導を積極的に展開していこうということです。

2点目は、授業と生徒指導の一体化ということです。授業と生徒指導を切り離して考えるのではなくて、授業の中で子どもたちが社会の中で充実して生きていく、そうした力を身につけていくということです。生徒指導と授業は不即不離の関係で、安心してわからないことがあったら「わからない」と言えて、友達と一緒に学べる場が学級に作る事ができれば、いじめもなくなっていこうと考えております。伊丹市では自己肯定感を高めるということで、わかる授業を展開していくよう努めています。安心して教室にいられる状況を授業場面でもその他の場面でも作っていくということが目指されていると思います。

3点目は、「チーム学校」による生徒指導の推進ということです。学校の中に組織的な生徒指導体制を作ること。そして、担任1人が抱え込まないようにすることです。学校だけで担いきれない部分がたくさんあります。そのため、今日のこの会議も、様々な関係機関の方が集まっている訳です。学校だけで担いきれないものを、地域の人々、地域の関係機関、専門家と連携しながら知恵を出し合って、子どもの最善を目指していくということです。色々な異質な意見があって、色々な立場から多角的な視点が出ることによって、異なる意見のぶつかり合いの中で新たな発想やアイデアが出てくるのではないのでしょうか。ですから、「社会に開かれたチームとしての学校」、その中で、生徒指導を推進していくという3つの点が、今、改訂のポイントとして、進められているところです。

今日、伊丹市におけるいじめ防止対策について皆さんから御意見を伺っています。また、いじめを早く認知してそして深刻化しないようにという、ある意味、予防から事後指導というところに重点がいますが、フォーラムをやるというのはある意味、積極的な生徒指導だと思います。それをどう子どもたち全員に広げていくのか、あるいは、学校の中で、場合によると授業中、勉強がうまく進んでいない子に対して、先生が心許ない言動をして、それでいじめが生み出されてしまうということもあります。そうならないように、教職員1人1人の意識を高めていく必要があります。そういう意味で、わかる授業、誰1人取り残さない授業をしていく中で、いじめを防ぐということも頭の中に入れながら、展開していくにはどうしたら良いのでしょうか。そして、学校だけではなくて、社会総がかりで色々な知恵を集めて、子どもたちの世界、将来的には大人も含めていじめをなくしていくために何ができるのかということ議論できればと思っていますので、御忌憚のない御意見を積極的に出していただいて、伊丹の子どもたちのいじめ防止につなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、委員の皆様には審議をお願いするわけですが、本審議会におきましては会議録が必要でございます。「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条により、「会議録は会長が作成する」「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と定められております。本日の会議につきましては、仲野由季子委員と早崎潤委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【受諾確認】

また、同じく第5条に「会議録」は「議事の要旨を記載する」こととなっておりますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

司会 申し遅れたことが1点ございまして申し訳ございません。第2回まで御参加いただきました岡野委員に変わりに、安達委員が新たに加わっていただいております。進めていただいていたところで、申し遅れまして、大変申し訳ございません。ここで御紹介をさせていただきます。安達委員より一言お願いしてもよろしいでしょうか。

安達委員 今回より委員として参加させていただきます。伊丹市内で弁護士事務所をしている弁護士でございます。いじめ重大事案の調査等にも携わったりしておりますので、今回この委員に加えていただいて、より経験を積み、何かお役に立てるように活動していきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いたします。

新井会長 それでは、「令和3年度 第2回いじめ等に関する実態把握のためのアンケート調査結果」について事務局から報告をお願いします。全体の流れにつきましては、そのあといじめ防止フォーラムについての報告、そして、審議事項が2点あります。基本的な方針の改定に向けての御意見、いじめ防止等の具体的な取組についての御意見、を後半に審議していきたいと思っております。それでは、お願いたします。

事務局 令和3年度（2021年度）第2回いじめの実態把握のためのアンケート調査結果について御説明します。資料を画面に提示しますので御覧頂きながらお聞きください。

アンケート調査結果の概要についてです。令和3年11月に、市内公立小・中・高等学校の全児童生徒16,319人（昨年度17,127人）を対象にアンケート調査を実施しました。そこで、認知されたいじめの件数は、小学校822件、中学校80件、高校3件、合計905件でした。なお、前年度同時期の認知件数は合計766件でしたので、昨年度に比べて大幅に増加しております。1学期のいじめ調査においても、昨年度に比べて大幅に増加しておりましたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い2ヶ月間にわたる臨時休校期間があり、登校日数が少なかったこと、学校再開後も子ども同士の接触を極力減らす取組が行われ、結果としていじめの認知件数も減少してことをお伝えさせていただきました。今年度2学期には、1学期から延期になっていた修学旅行等の宿泊行事を実施したり、体育大会や文化祭などの学校行事について感染拡大防止対策を講じた上で実施したりする学校もあるなど、従来に近い形での学校生活を送ることができた結果、いじめの認知件数においても、平成31年度並みの件数となりました。

次に、「2 いじめの態様別の件数」ですが、最も多いのが、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」です。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」となりました。複数回答を可としておりますが、約6割の児童生徒がこれら2つの被害を訴えていることとなります。

3番目に、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるものは、今回のアンケート調査の中ではありませんでした。

4番目です。いじめの現在の状況ですが、今年度から、いじめの解消要件を国の基準に合わせ、いじめ行為が止んでから3ヶ月以上経過し、児童生徒及び保護者から面談等により確認を行い、いじめ行為が止んでいることを確認したものについて解消と見なすこととしました。その結果、「(1) いじめが止んでいる」の件数が例年より大幅に少なくなっています。今回の調査ですと、小学校において報告があがっております100件は、アンケート以前に発生したいじめで、かつ、7、8月に解決し、その後いじめ行為が起こっていないものを確認した件数となります。この解消要件に則って、3学期以降も継続して指導及び見守りを行っております。

続きまして、第1回いじめ等に関する実態把握のためのアンケート調査の11月末の状況に関する追跡調査結果をお伝えします。今年度1学期に認知しましたいじめは846件でした。昨年11月末の時点で、解消しているものが743件、87.8%になっております。昨年に比べ、解消率が下がっておりますが、先ほどお伝えしました解消の要件をクリアしているのかを正確に見極め報告いただいている結果であると捉えています。こちらについても、各校において、継続して指導、見守りを行っており、すべてのいじめについて、解消を目指した取組を行っております。第1回のアンケートでいじめを受けていると訴えた児童生徒の中で、第2回のアンケートにもいじめを受けていると訴えた児童生徒は123人でした。3学期も引き続き各学校におきまして、いじめの解消に向けた取組や被害児童生徒への支援を行って参ります。いじめの定義にもあるように被害者の気持ちを第一に考え、苦痛を感じている子どもへの支援を継続して行ってまいります。

次のページに移ります。第2回いじめ等に関する実態把握のためのアンケート調査について、過去3年間の件数を比較できるように並べております。この後、項目ごとに詳しく説明させていただきます。

3ページは、いじめの認知件数の推移です。学年別いじめの認知件数を一覧にしております。全体としては、小学校4年生までの認知件数が多くなっており、それ以降認知件数は減っています。成長・発達の過程で、人の気持ちを考えて行動できるようになったり、周りの行動に対して、年齢と共に許容することができるようになったりしたことが考えられます。平成31年度の3年生を経年比較しますと、令和2年度4年生では121件、令和3年度5年生では83件となっております。小学校5年生以上は学年があがるにつれ認知件数は減少しております。

4ページは、学年・男女別のいじめの認知件数についてです。棒グラフを見ていただきますと、小学校4年生、5年生あたりを境に減少していること、中学校1年生で再び微増する傾向が見て取れます。傾向をもとに、子どもたちの見守りを適切に行うなど各学校に伝えてまいります。

5ページは、小学校におけるいじめの様態の推移です。今年度の傾向として、例年

よりも「4 ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする」の割合が高くなっています。このことについて、より詳しく分析するために、被害を訴えた児童生徒数の割合を学年別にまとめた表を7ページにまとめています。今年度と行動様式の近いという点から、平成31年度と比較してみますと、2年生で1.5倍、3・5・6年生で2倍以上となっています。また、いじめアンケートとは別に、毎月行っております問題行動等調査においても、低学年の特定児童の問題行動が大きく増加しており、小学校全体として粗暴行為等も含む問題行動件数が大幅に増加しております。このことから、コロナ禍において、子ども達に大きなストレスがかかり、様々な問題行動が増えている現状が見て取れます。また、「6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」、「7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、「8 パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」についても3年連続で割合が増えておりますので、子ども達の訴えを真摯に捉え、見守りを強化するとともに状況がエスカレートしないように適切な指導を行うよう学校に指導してまいります。

6ページは、中学校におけるいじめの様態の推移です。認知件数が、令和2年度・3年度ともに平成31年度の6割程度になっています。「1 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の割合が低くなっています。新型コロナウイルス感染症対策として、直接的な接触について、小学生よりも自分達自身で減らすような行動をしていることが考えられます。一方で、「2 仲間はずれ、集団による無視をされる」については、発生割合が増加しており、中学2年生に関しては、平成31年から倍増しております。中学校2年生の時期は、中だるみの時期とも言われ様々な問題行動等が起りやすい時期です。コロナ禍における制限された生活の中で、SNSがストレスのはけ口になっている可能性があると考えております。毎月行っております問題行動等調査においても、SNS上のトラブルが一定数を占めており、LINE外し、ブロック等、SNS上でのいじめの増加を反映しているものと考えられます。「8 パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の認知割合は、3年間を通して大きな変化が見られません。SNS上で起こっているいじめが、実際の生活にも影響しており、「2 仲間はずれ、集団による無視をされる」で報告をしている生徒が多いと考えられます。アンケート項目については、文部科学省が示したものを伊丹市においても採用しておりますが、より正確に子ども達の実態を把握するという観点から、文言について、スマートフォン・タブレット端末・ゲーム機等を追記したり、具体的にブロックや既読無視等の具体的事例を紹介したりすることについても検討していこうと考えております。認知件数自体が減少していることに安心するのではなく、目に見えないSNS上でのいじめが増加していることも想定し、子ども達や周囲から訴えやすいような環境作りを進める必要性を感じています。

8ページは、学年・男女別の解消件数、解消率を一覧にしております。今年度から、解消の要件について、「いじめ防止対策推進法」に基づいて判断することとしました。「いじめ行為がなくなってから3ヶ月以上たつこと」かつ「いじめ行為がなくなっていることについて本人・保護者から面談等により確認したもの」について、「解消した」と認定しております。従いまして、解消率が令和2年度よりも低くなっております。解消の要件に当てはめて、1件でも多くのいじめが解消するように各校における取組

の継続について依頼してまいります。

9ページには、第1回、第2回アンケートにおいて、重複していじめを認知した児童生徒数を載せております。こちらも、小学校中学年までの児童が多い傾向がみられます。各学校においては、認知したすべてのいじめについて、指導の記録等を残しておりますが、重複している児童生徒については、より感度を高く、全教職員で見守り体制を整えるなどして、これ以上の被害を防止するよう指導しております。

10ページには、学年・男女別のいじめ認知の重複率を載せています。率が高い低いという話ではなく、認知した全てのいじめについて、きちんと指導を行い解消を目指してまいりたいと考えております。

以上、「第2回いじめの実態把握のためのアンケート調査結果」についての報告です。

新井会長

アンケート結果に基づく数字データ、それから分析を説明していただいた訳ですが、質問や意見があったらお願いしたいと思います。どなたからでも結構です委員の方いかがでしょう。

安達委員

このアンケートの実施方法なのですが、前回のフォーラムで、もう少しアンケートに記載をしやすいように運用の工夫して欲しいというような御意見があったかと思うのですが、具体的に例えば授業中に配って、その場で提出をしてもらっているとか、家に持ち帰ることができるとかどのように実施されているのでしょうか。

事務局

実施の方法についてですが、各校には生徒が落ち着いた状況の中で、アンケートを実施することができるように依頼しております。持ち帰りをしている学校もありますし、授業中に、席を離れた状態でしゃべらずに対応して、その場で回収をする方法をとっている学校もあります。子どもたちの訴えを掴むために、無記名で実施しております。

新井会長

今の件について何か御意見がありますでしょうか。あるいは質問でも結構です。フォーラムでも、できるだけ子どもの声を拾えるように色々な工夫をしてほしいということで、落ち着いた環境で実施するというところをもうちょっと具体化して、学校におおしても良いのかなと思いますけれども、その辺りを検討していただければと思います。学校の方で何か御意見あれば、小学校、中学校、どうでしょう、委員の方。

青野委員

学校ではないのですが、事務局からアンケートでは無記名で実施しているとおっしゃっていましたが、その中で無記名なのに困りごとがあった場合、どのようにその子を助けたり、手を差し伸べたりしていくのですか。断定できなければ、誰が書いたかわからないと思うのですが。

事務局

クラスの中で実施をしておりますので、担任が子どもたちの様子をよく見ております。また、アンケートの実施と併せて教育相談を行っております。その中で、クラスの中でしんどいことがないかなとか、誰かしんどい思いしている人はいないかなと、そのような、聞き取り等によって特定して、生徒を守る、また見守る体制を整えてい

るところです。

新井会長 アンケートをやれば必ずその後、短時間でも面談をしているという理解でよろしいでしょうか。

事務局 はい。そのようにしております。

新井会長 関連して、1 ページ目の1 回目のアンケートで「いじめがありますよ」と言った子が2 回目のアンケートでも「まだいじめがありますよ」と言っているケースが、小学校で108 件、そして中学校で15 件、併せて123 件あります。これは、どう対応しているのでしょうか。無記名だからもちろんその時点で特定はできません。でも、面談をしている中で、挙がってきたとしています。だから、少なくとも6 月から11 月までの間に、解消されずに続いているということですよ。別の加害者からのいじめかもしれないのですが。この123 人に対する対応はどう考えたら良いのでしょうか。訴えたけども、続いているという状況の子が100 人を超えているという捉えですよ。

事務局 解消につきましては、今年度から行為が止んでいて3 ヶ月経つ、また、児童生徒と保護者と面談をするといったものを初めて対象にしております。ここに載せている1 人1 人については、学校が誰かということ特定しています。ですから、2 回目に名前の挙がった生徒については、学年、クラスだけでなく、学校全体で情報を共有して、この児童生徒の見守りを強化してりしているのですが、1 回目に被害を訴えた子どもが2 回目でも訴えるということが起こっていることもあります。

新井会長 ここが課題かなと思います。子どもが訴えても、うまくいかないケースはあったり、同じ子が別の子からまたいじめられるということもあると思うのですが、123 件という数字は結構大きいです。そう考えると、ここをどう具体的にやっていったらいいのかなというのが1 つ課題かなと思います。アンケートで訴えたのだけれども、結局その訴えたことが、別のことになっているかもしれないけども、なくならずに、数ヶ月が経って、また「いじめられてますよ」というところに丸をつけているということは、ちょっと考えないといけないなと思うのですが。

事務局 今いただきましたことについて、新井先生も言っていただきましたように、やはり検討していくべき課題であると思っておりますので、後追いをしていくということがなかなか出来ていないところがありましたが、注視して参りたいと思いますので、課題としていただきたいと思います。

林委員 先ほどのアンケートの無記名っていうところですけども、そのあと、各クラスで面談を先生がされているということですけども、その面談は必ず必要だと思うのですが、それが無記名で書いたアンケートに本当に繋がっているかなと思います。この子が書いたっていうことがちゃんと把握できているのかなというのが、ちょっとわからないのではないかと思います。それも先生がよく生徒のことを見てと言われていましたけれども、先生も忙しいというのもよく聞きますし、またこのコロナの間、普通

の学校での仕事だけではなくて、色々なことも増えて大変という先生の立場のこともお聞きしますし、やっぱりその先生の、生徒一人一人を見る気持ちというか、感情というか、その想いによっても見え方が変わってくるので、やっぱり無記名で書くというのはどうなのでしょう。さっき新井先生が言われたように、書いたけれども、結局、やっぱり抜けているところ、その対処してあげられてない子どもはやっぱりいるのではないかなと思います。だから、ここの、名前を書いたらやっぱり書かないという子ども出てくるとは思うのですけれども、この無記名で書いてもらった後のクラスごとで先生が把握していますという流れというのが、私にしたら、ちょっと難しいのではないかなと感じております。

事務局

今教えていただいたような教員の忙しさということとか、色々なことの中で難しい面もあるかとは思いますが、ただ、記名をするということによって、子どもたちが書きづらくなるということは、何とか避けたいと思っております。なかなかその全ての穴を防ぐことが難しいかと思うのですが、ただ天秤にかけたときに子どもたちが訴えやすくするというところの方を取りたいと思っております。無記名を貫いているというところはあるかと思っております。ただ、今おっしゃってくださったような課題は実はあって、何とか教員が、他の仕事を排除してでも、子どもたちに向き合う時間を確保するための働き方改革であるのではないかと思います。例えば会議を減らすとか、そういうところの負担を減らしながら、子どもに向き合うところを重視したいと考えています。

石崎委員

私を感じたことなのですが、学校現場に今年行くことができ、先生方とお話することもありました。大変な中ですが、いじめに対してすごくセンシティブになり過ぎていてというか、ものすごく過敏に反応されるところが、一部の学校であって、先生方すごく大変なのだろうというのはもちろんわかるのですが、子どもたちの様子に対して過敏に反応されていて、多分色々な御事情があると思うのですが、正しい情報や法律への理解がどこまできちんと先生方に伝わっているのだろうというのが、現場におられる他のたくさんの先生方全体に情報が行き渡っているのかなと思いました。これは大きな問題かなと思った次第です。

池田委員

先ほど重複、つまり認知して、再度いじめが続いているというお話がありました。学校の対応ということも1つなのですが、被害に遭った子どもの対応についても話をされていたと思うのですが、その加害の子どもたちの状況もどうだったのかなということが気になります。多動で、どうしても色々なことに対して反応してしまったり、叩いてしまう子どももいますし、家庭の状況が、本人にとって安心感がなく、家庭で溜まったストレスが学校で出てしまったり、加害になってしまう子どもだとか、加害の子どもへの対応というのがその重複にどう影響しているのかということも気になります。そういうところも掴んでおられたら聞かせたいです。

新井会長

とても今大事な視点かなと思います。加害の子が繰り返してしまうところをどう捉えてどう対応すればいいのでしょうか。

事務局

加害側の話ということで、今質問を受けましたけれども、2回目の審議会で説明をさせていただいたかと思うのですけれども、特に小学校の低学年において、特定の児童が複数の児童に対して、叩くとか悪口を言うとか、そういったことが多くて困っている学校の事例を御紹介させていただきたいと思います。今回、こちらの重複の件数の中にも、学校から報告をいただく中には、被害が誰で、加害が誰ということも把握しております。その中で重複しているということはもちろんございます。ですから、加害者の支援ももちろん、被害者の支援も両方の側面から学校で支援を行っております。

鈴木委員

アンケートの記名か無記名かについてですが、記名ならすぐに被害者の子どもが特定できて、対応できるという利点があると思います。しかし、事務局からの無記名に関する説明の中で、その方が書きやすいという利点もあるとのことでしたが、私はそれは大事だと思います。記名してすぐ対応することもさることながら、無記名で自分の苦しい内面をさらけ出したということ自体が1つのきっかけとなることがあると思います。深刻な状況であれば、毎日接している担任が、先ほどの会長からの御挨拶でもありましたように、生徒指導と授業が一体化するという観点で言えば、常に授業をしている担任、あるいは専科の教員がこの子どもからの情報は大概掴めることがあると思います。担任だけで掴もうとするのではなくて、専科や他の教員の力も借りながら、こういうことを書いている子どもは誰だろうということを総合的に判断すれば、割と特定できるのではないかと思います。無記名だからこそ書けるということの利点もあるのかなと思いました。

新井会長

ありがとうございます。無記名でアンケートを行い、日常の中で子どもの様子を見ていく、あるいは面談をしてそこからまた拾い上げていくというところで、SOSを出しやすくしているというのがあるのではないかとということでした。教員の方はそれに気付ければ良いということでした。

石崎委員

付け加えたいのですが、すごく懸念されているのは、加害行為をしてしまったと言われている子どもに対する配慮だったのではないかと私は思っています。常に加害者であると言われてしまって、過敏になっているのではないのでしょうか。やっぱり被害者ばかりに視点が行くのではなくて、加害者とされている人へ支援が必要かなとずっと思っています。

教育長

123名が継続していることと無記名か記名かということは大きく関係していると思います。この中で、当初始めたときは、いじめについてできるだけ書きやすいような状況を作るということであつたと思うのですが、この調査の結果、このような数値が示されたということについては、果たしてこのままでいいのだろうか考えていかなければならないと思います。やはり、いじめの重大事態とか、そういうことを防いでいくためには、どのような方法が良いのかということをもう一度原点に戻って考えていくことが必要です。新井先生は、色々なアンケートの取り方を把握されていると思いますので、無記名か記名か両方あると思うのですが、その辺の状況等についてアドバイスをいただけたらと思います。

新井会長

取組の例としては先ほど鈴木委員がおっしゃったことが大きくて都道府県別に1,000人当たりの認知件数というのが出てきます。昨年度最も多かったのは山形県で、少ないのが愛媛県と富山県で10倍の違いがありました。どうやって認知しているのかというと、1つはアンケートをかなり具体的にやっています。無記名でやっています。そのあと、伊丹と同じで、必ず面談を行っています。アンケートから時間を置かず短時間でも、1人1人から面談をして、アンケートを取ったけれどもさらに言いたいことや、「不安なことがあったらいじめと限らず言ってね」ということで、面談の時間を取っています。そうすると、富山県や愛媛県がそうやってないとは言わないのですが、10倍の違いが出てくるのです。だから、おそらく伊丹は兵庫県の中でも認知件数が非常に多いと思います。それは、無記名でやって書きやすくしておいて、その後に面談をしているというのはかなり効果を示しています。面談があると思えば、そこで個人的なことが言えると思えば、いじめられているというところに無記名の段階で、印を付けることができます。だから課題は、石崎委員や林委員がおっしゃったように面談をしているときに、教員がどれだけ気付くことができるか、言わせることができるかです。あるいは授業とか日々の生活の中で、例えば自分のクラスにいじめられていると書いた子どもが3人いるとします。では、その3人が誰かは、無記名だと特定できないけれども、うちのクラスに3人このように書いている子がいるから、他の先生もうちのクラスに気を付けてねと言って、自分も気を付けて見ていくということが、できているかどうかということが課題で、それができていれば、無記名アンケートで面談、そして日々の観察というのは、やり方としては非常に良いのではないかと思います。その気付きというのが、個人の感度と、学校としてあのクラスがいじめが多いのはその先生の指導が悪いからでなくて、今あのクラスが大変なんだからみんなで見ておこうと、外で遊んでいるときに、自分のクラスだけではなくてそのクラスを見ていこうとなれば良いです。1つの参考例でした。

教育長

ありがとうございます。結論から言えば、やはり1人1人の教員のいじめに対する感性を上げていく、そして、きめ細かくいじめを認知して、教員自身の解決方法なりを自分自身で考えていけるような資質を高めていくことが大事だということですね。

新井会長

私もどのようにやっているのかわからないのですが、例えば2年3組でいじめが3人となったとします。それを共有しているかどうかということだと思います。したら、誰かわからないけれども、あのクラス私たちも注意して見るよとなります。そのときに、担任の先生が自分の指導力が悪いから他のクラスがゼロなのに、うちだけ3人だと思ってしまうと、うまく組織的に対応することはできません。だからそういうことが共有できる安心感を学校という組織の中で持っているかどうかというのも、大きいところなのではないかなと思います。

松山委員

誰がどのように書いているかは、学校としては、回収方法の工夫というか、例えばバラバラ集めてきたのでは誰かわかりませんが、例えば列ごとに順番に集めてくれば、誰かがわかることもあります。そのような方法で、子どもたちには無記名で書きやすいようにしますが、学校としてはある程度は特定がしやすいように回収方

法を少し工夫しながら、ある程度特定できます。その後に面談もできます。ある程度把握した中で、話ができているような工夫をしていると思います。

菰口委員

中学校も小学校と同じです。私の聞きたいのはアンケートを今、伊丹市は無記名にしているのですが、私の勉強不足だったら申し訳ないですが、無記名にするかしないかというのは、自治体の方が決めて各自治体で統一してやらなければならないという法的な何か根拠があるのでしょうか。学校ごとでそれを変えてはいけないのでしょうか。というのは、実際、私も生徒指導担当をやりましたけれども、やっぱり無記名か記名かという観点で、より早く対応しないといけないことを念頭に置いた場合には記名の方が明らかに早いと思います。その一方で、先ほどから出ているように、記名とすることで、書きにくいという面も確かにあると思うのですが、どちらを取るかというのはいつも悩むところです。そのため、今、小学校の松山委員の方が言われたように、現場としたら、今、伊丹市としては委員会の方からアンケートは無記名で取ってくださいということがおりてきておりますので、それに沿って実施しておりますが、やはり工夫をしないことには、より早い対応、特定がしにくいです。間違っただけはいけませんし、なかなかそのアンケートとその次に面談というのが、うまく時期が合うようには設定はしているところですが、学校行事、テスト等の関係でうまくいかない場合もあつたりします。そのあたりの工夫はしないといけないと思っています。

それと、先ほど情報の共有ができているかどうかということですが、中学校の場合なのかもしれませんが、毎週生徒指導の係会であつたりとか、あるいは不登校の係会であつたりとか、特別支援教育の係会とか、そのような各学年からの担当者が集まってくる会がありますので、必ずアンケートの結果についてはそこで共有して、場合によってはいじめ対策委員会で共有するようにしています。中学校の場合は、各教科担任がそれぞれの授業で、色々な教員が入っていますので、それを知った上で授業を行っているということになっていると思いますが、それでもやはり見抜けない時もあります。その教師の資質を上げていかなければいけないのは当然だと思えますが、そこまで我々の鑑識眼で、子どもたちの本当にしんどい面が無記名の状態で見抜けるのかと思います。特にSNS等で見えない部分のいじめ等は、親もそうですし、教員もそうですけど、簡単には見抜けないところが、現場サイドではなかなか悩みの種ではあるところです。

新井会長

法的にどうかということですが、縛りはありません。極端に言うと、この2回のアンケートは、市としていじめの状況を掴むための調査で、併せてそこで訴えたものを、面談を通して捉えていくというものですよね。例えば、学校独自でこれ以外に無記名のアンケートを月に1回やるとか、2週間に1回やることはやって良い訳ですから、この市として状況を掴むためのアンケートは無記名でやり、学校として、もっとアンケートで吸い上げたいのであれば、記名のアンケートをこれとは別にやることは一切、問題ないです。だから、国の基本方針の具体的な指針の中でも記名と無記名を併用するとか、保護者からのアンケートも年に何回かやってみるとか、ということ複合的に取り入れてやれば良いのではないかとガイドラインで示している訳です。ですから、このアンケートとあまり時間を置かなくても、記名のアンケートを学

校独自でやって良いとなっていますので、併用していけば良いのではという気がしません。

市川委員

記名、無記名というのは非常に難しいことだと思っていて、メリットとデメリットがあります。どちらを目的としているのかによって変わるのだと思うのですが、1回目と2回目で123名の方が、「まだ解消していない」ということが発端だったと思います。確認なのですけれども、この1回目と2回目、123名の子たちは、同じシチュエーションというか、同じ加害者と思われる方から、同じような内容でいじめを受けていると判断されたのでしょうか。少なくとも無記名でそこまでわかるかどうかということです。何を言いたいかというと、これが課題だと先ほど話があったのですが、これを解決しようとした時に、その根底のところはわからないと、次の手は打てないと思います。そうなってくると、同じものかどうかというのを、掴めるようなアンケートは実施できないのでしょうか。もしかしたら、最初は無記名で意見を出しやすくして、それをさらに記名でもやるというのも1つの手かもしれないです。いずれにしても、この123名というのは、同じシチュエーションなのかどうか確認をお願いしたいと思います。

新井会長

無記名なのだけれどもどのように重複として確認しているか、ということです。

事務局

この123名については、被害児童が訴えた数になります。加害児童が変わってくるという状況もありますし、いじめの態様が変わってくるということももちろんあります。

先ほどから申していますとおり、学校で特定してきちんと指導したものを報告に挙げているということです。123名は1回目と2回目の名前が共通しているということはあるのですけれども、それぞれが1回目はどういういじめであって、2回目はどういういじめであってということも把握しているという状況であります。

新井会長

私もちょっとよくわからなかったのですが、無記名でやっていて、前のいじめがありましたかみたいなことを聞いているということではなくて、無記名なのだけれども、1回目に書いた人間がこの人で、2回目もこの同じ人ということが特定されているから123という数字が出てくるのですか。それとも、後の面談や何かでわかったということなのでしょう。

事務局

アンケートを実施してから面談を行う、あるいはクラスで状況を見ている中でこの子がいじめられているということを特定します。それによって、1件と市教委に報告されるのですけれども、それが1回目で挙げた子と2回目で挙げた子の123名が同一の人物で、被害を訴えていたということです。アンケートでわかったものも、その後の教育相談でわかったものも、一緒になっているという状況です。

市川委員

ということは、この123名の人というのは、同じ人と判断した上で出てきた123名という理解でよろしいですね。

事務局 はい。

市川委員 　ただ、その 123 名の子たちが、同じようないじめを受けていて、同じ人から受けているかどうかはわからないのでしょうか。例えば、前回の時にアンケートを書き、それは、一応は終わっているのだけれども、別のいじめによってここでまたカウントされたとします。その 123 名には、その人が含まれており、また、継続していじめを受けている人も含まれているという理解でよろしいですか。

事務局 はい。

市川委員 　そうなってくると、せっかくアンケートを取って、次の手を打とうとするときに、正直、これだと役立たないと思います。そここのところのアンケートの取り方と言うか、分析の仕方を考えないと、今の話ですと、これこの 123 名という数字を基に、どういった状態かと言うと、それぞれのシチュエーションも違いますし、当然対応の仕方が変わってくると思うので、何か手を考える必要があると思います。

事務局 　おっしゃる通りです。その 123 名の事例に対して 123 件のそれぞれの取組もしているというというのが、今の状況でございます。学校も知っていますし、問題行動等調査で 1 件 1 件報告が挙がってきますので、123 件が同じか別かということは、今の数として持っておりませんが、事例としてすべてを把握しております。

新井会長 　実は、今の説明を聞いても私はよくわかりません。

事務局 　123 件の事例については、それぞれの事例を、最初の 123 件も、今回の 123 件も、1 つ 1 つの事例について、誰が加害で、どんな行為だったかということ把握しているということです。

新井会長 　私もちょっと迂闊だったのですが、無記名のアンケートを 2 回やって、重複しているのをどう把握しているのでしょうか。例えば、乱数みたいに 1124 とか、自分の誕生日を書かせて、この数字は特定されてしまうのだけれども、同じアンケートだったことがわかれば重複しているとなるけれども、アンケート以外のところで見えてきたとしたら、アンケート調査の結果の重複とは違いますよね。この 123 件という数字がどういう形で出ているのかはちょっとよくわかりません。

事務局 　学校として、色々な教育相談やアンケートの中で、特定していると考えています。

新井会長 　先ほど松山委員が言ったように、並び順で大体わかるから、またこの子が書いたみたいなの、それで 123 件という数字が出てきたということですか。

事務局 　私どもとしては、そのような捉え方ではないのですが、無記名であり、教育相談の上で出てきたものを積み重ねていったときに、一致している 123 件と捉えております。

新井会長 ということは、各学校に重複しているケースがありますかと聞いて、出てきたのがこの数ということなののでしょうか。

事務局 そうです。

新井会長 学校として123件それぞれバラバラだけれども、総計すると123件重複しているということは、認知しているということですね。ということは、この123人は特定できているということですよ。

事務局 そうです。

新井会長 アンケートの結果というのとはちょっと違うなと思います。

事務局 子どもが書いたものそのものではないという意味では、アンケートのその用紙から見えるものというのは、もう一段階のものと捉えられると思います。

教育長 今の話を伺ってしまして、やはりその6ヶ月の期間があって123名が、新たにカウントされているということは、私は大きな問題だと思います。その中で言われたように、やはり迅速に対応していくことが大切です。それは、123件を減らす大きな1つの要因です。それと、会長が言われたとおり、学校はチームとして情報を共有し、組織で取り組むということ。それと1人1人の教員の感性を上げていくということ。こういうことを徹底していくことが、この123件という数を減らすことにつながっていくのではないかと思います。こう思いますので、やはりここについては迅速に、いじめを把握して対応していくということに視点を当てるとするならば、ここはアンケートの取り方についても一度検討する必要があるのではないかと、意見ですけども、そういうことを考えます。

新井会長 そうしましたら、時間の方も大分押してきてしまって、この重複しているというのは、その子にはかなり大きなダメージをもたらしています。だから、今、教育長がおっしゃったように、対応していかなくてははいけません。この数字がどうやって出てきて、どう把握するのか、6ヶ月間の間、別のいじめなのかどうなのかと色々なことがあるのですが、この123件というのがどういう数字で、どのように出てきて、どう対応してうるのかというのは、検討課題ということで、具体的にこれからどうしていくのでしょうか。同じ子が、いじめが継続していたり、新たないじめがまた起こっていたりすることを学校としてどのように防いでいくのか事務局を中心にこれをどう考えればいいのかということで、宿題にさせていただければと思います。よろしいでしょうか。では、そういうことでよろしくお願いします。

石崎委員 そこに付け加えて、加害者、被害者というのは恋の裏表みたいなものだと思います。だから、加害者、被害者としてしまうと、本質がちょっとずれていくと思うので、もしかしたらさっき言ったみたいに、加害行為を繰り返している人だとか、その辺りも重ねて見ていただけたらいいかなと思います。

新井会長

アンケートが複雑になってしまうかもしれないけれども、悪口を言ったことがあるとか、軽くぶってしまったとか、加害行為についても何か取り出せるといいのかなという気がします。そういうアンケートのやり方もあります。悪口を言われた、それを言われたことがある、言ってしまった、誰かが言われているのを見たという選択肢をつくって取っていくというやり方もなくはないです。今、加害者という視点もかなり重要なところで出てきたので、アンケートの取り方について、現在のものをベースにして、経年で見えていかないといけないところがあるから、それを見ていくのですけれども、もう1つどのようなアンケートの取り方があるのかということも、対応を視野に入れて、少し検討していくということで、事務局の宿題にしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

そうしましたら、駆け足になってしまいますけれども、いじめ防止フォーラムについて、説明をお願いします。

事務局

委員の皆様にも御協力、御参加いただきまして令和3年去る11月27日(土)に伊丹市いじめ防止フォーラムを伊丹市立総合教育センターにおいて開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場における参加人数を制限したため、一部の中学校はオンラインによる参加となりましたが、合計で100名の参加がありました。また、今年度は初めて小学生の参加を募り、摂陽小学校から7名の児童に参加していただきました。

今年度も新井会長にファシリテーターを務めていただき、「With コロナ、その後の生活の中でどのようにいじめを防いでいくか」をテーマに、子どもの心理に焦点を当てながら、参加者全員で考えました。前半は、小学生、中学生、保護者がパネリストになり、コロナ禍における生活を振り返り、「困ったこと」、「良かったこと」について意見交換を行いました。その後、事務局から「いじめ防止対策推進法」について説明し、いじめの定義について参加者全員で確認しました。

後半は、小学生・中学生・大学生・保護者・補導員・教員・審議会委員からなるグループに分かれ、「コロナ禍において、どのようにいじめを防いでいくか」について協議を行いました。どのグループにおいても活発に議論していただきました。最後に、オンライン参加校も含めた全てのグループから、グループ協議で話し合った内容について発表していただきました。

今回、御意見として頂戴した「アンケート」については、子ども達の声をより早く正確に把握するために、実施時期を前倒すことや子ども達が落ち着いた環境の中でアンケートに向き合うことができるように、実施方法を見直すことについて検討してまいりたいと考えております。

また、「何がいけないのか気づくことのできるトレーニングがあってもよいのではないか。いじめをしている人が、相手の立場を考えることができるようになるシミュレーションをするような授業があってもよいのではないか。」という意見についてですが、小学校・中学校ともに道徳科の教科書において「いじめ」について考える教材があり、全ての児童生徒が学んでおります。市内の中学1年生の「特別の教科 道徳」の教科書で「いじめについて」取り扱ったページを画面に示しています。この單元では、教室内の様々な場面・状況について、どの行為が「いじめにあたるの

か」について、子ども達に考えさせるものになっています。左下Aの場面では、楽しそうにじゃれ合っていますが、前の子が嫌な思いをしていれば「いじめ」に該当すること、Bの場面について、相手が気づいていなくても、人を傷つける行為を行った場合、「いじめ」に該当することがあること、また、Cの場面のように、直接的ではなくても、見る人に嫌な思いをさせるような行為をすることで、それを見た人が嫌な思いをすれば「いじめ」に該当することがあること等について、グループワーク等を通じて学習しています。また、教科書の次のページには「傍観者でいいのか」という読み物教材を通して、いじめをなくするために「1人1人がどのような行動をとることができるのか」ということについて考えさせています。このように、小中学校においても、様々ないじめ防止の取組を行っているところです。

また、「SNS上でも何でも言い合える場があればいい」「アンケートではなく気軽に書けるものもいい」との御意見をいただきました。他市においては、タブレット端末のボタンを押すと相談窓口につながるような取組を実施している例もありますので、先進事例を注視して参りたいと思います。現在、伊丹市においては、SNS上の相談窓口として、兵庫県教育委員会が行っております「ひょうごっ子SNS悩み相談」や、伊丹市立少年愛護センターが行っておりますメール相談等があります。いずれも、全小・中学生にチラシやクリアファイルを配布し周知を行っております。

これ以外にも、いただきました全ての声を、今後のいじめ防止等の取組に活かしてまいりたいと考えております。コロナ禍における開催となりましたが、審議会委員の皆様にも多数御出席いただき、また、グループにおけるコーディネーターを務めていただきました。本当にありがとうございました。

以上、「伊丹市いじめ防止フォーラムについて」の報告です。

新井会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、質問や御意見があったらお願いします。

青野委員 このフォーラムはすごく良い会だったと思うのですが、冒頭に新井会長からもありましたけども、社会に開かれた取組という形で地域や保護者と一緒に取り組んでいけないといけない問題だと思います。そういった中で、このいじめフォーラムをどのように情報共有していくは大事だと思います。せっかく良い会なのに、ほとんどの人が知らず、終わっていきます。保護者もほとんどがこうした会があることを知りません。教育長の日記で御案内されていましたが、もう少し内容がわかるものをどんどん出していただいて、保護者も地域も一緒に取り組んでいけるような環境を作りたいと思いました。せっかく良い会で、子ども達のすごく貴重な意見も出ていたと思うので、こういったものを私たちももっと情報共有していきたいと思いました。

鈴木委員 今の意見には私も賛成です。小学生も含めて子ども達が、活発に意見を発言できていました。これはおそらくファシリテーターの新井先生始め、細かく分かれた班の司会進行の方々の雰囲気とか、会場全体の雰囲気が良かったのではないかと思います。もちろん、発言力の優秀な子どもでしたが、ひよっとすれば、ファシリテーターや司会進行の方々が、学校の先生だけだったら、なかなかあのようにはいかなかったのではないのでしょうか。

これを広げるためには、各学校等でミニチュア版ができれば良いと思います。子ども達が自由にあのように活発な発言ができればとても良いと思います。その場合に、外部からの人が来た方が、担任の先生は利害関係が近すぎて、日常のキャラクターがお互いわかっていますので、言いにくいと思うのですが、外部からの人が入って、ファシリテーター的な役割をすることが、子ども達が自分達の学校でやった場合でも、活発な意見が出るのではないかと思います。

新井会長

1つは、例えば、参加した方の理解が取れば、録画しておいて、オンデマンドで流すというやり方もあるでしょう。それから、こういう取組をやっていますよと周知することも可能です。それから、鈴木委員から出たのは、非常に積極的というか、「出前フォーラム」みたいな感じで、例えば審議委員会のメンバーと何人かが、要請のあった学校に行って、体育館なりに全員を集めて壇上で、その学校のクラスの代表みたいな生徒が集まってフォーラムをやっているのを、みんなで見て会場から意見を聞くようなものを、モデル的にやってみて、効果があれば始めてみるということも検討しても良いのかと思います。仕事が増えますけれども、非常に貴重な御意見ですので、少しモデル的に考えていただければと思います。アピールと、出前的なことも、学校の中でやっていくということでも考えたらどうでしょうか。保護者にも来てもらうことも良いかもしれません。

市川委員

意見の中で、言いやすい環境という話があったと思うのですが、子ども達が訴えるというか、伝えられるのはそのアンケートのときだけなのですよね。もちろん個別に担任の先生に相談とかもあるかと思うのですが、面と向かって相談するというのはちょっとハードルが高いのかなと思いました。例えば、意見箱みたいな何か気付いた時に、いじめられているような気がするとか、自分がやってしまったとか、見たとかそういったものを、メモみたいなものでも投函したり、タブレットでも良いと思うのですが、そのようにリアルタイムで情報を取るということはできないですか。

事務局

貴重な御意見としてまた検討させていただきたいと思います。なかなか箱の管理のこと等もありますので、そういうところは、今後色々な先進の事例とかも聞きながら考えてみたいと思います。

新井会長

生徒会や何かで意見箱を設けているところがあるのではないのでしょうか。

事務局長

何か意見があったら入れましょうという箱は、既に小学校も中学校もあるかと思います。そういうものの中に、実際入っているかもしれないと思います。

新井会長

それを市川委員がおっしゃったように、出しやすくするということが大切です。例えば、入れるのが見えてしまえば入れにくいし、あるいは何か告げ口したみたいな感覚で入れるのは嫌だろうし、そうではなくて、例えば子ども主体で何かそういう声を吸い上げるやり方はないかと子どもに聞いてみても良いと思います。案外我々が思わない発想が出てくるかもしれないですし、子どもが「タブレットでやろう」という話になったら、そういうアプリを入れてやっていくとか、大人から「こうやりましょう」

と言うだけではなくて、問いかけて、みんなの声をもっと出すにはどうしたら良いかを各学校で、子どもの意見を吸い上げてやれるところを見つけていけば良いとも思うので、そういうことも考えてもらえればと思います。

では、審議事項が2つあるのですが、これについては持ち帰りみたいになってしまうかもしれませんが、基本方針、それからいじめ防止に向けた取組ということで事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局

「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しについて御説明します。毎年、第4回審議会において、委員の皆様方から、次年度の基本的な方針の見直しについての御意見を頂戴しております。今年度変更した内容を画面に示しています。昨年度、いじめの解消について、客観的な指標に基づいて判断すべきだという意見を頂いていたので、「基本的な方針」の中にも解消の要件を明記し、要件に基づいた客観的な判断ができるようにしました。その他にも、より多くの方々に内容について理解して頂くために、表現についても分かりやすいものに変更を行っています。法律に併せて「児童等」という表現を採用しておりましたが、「等」のさす内容が分かりにくいということから、児童生徒に変更しました。今年度におきましても、委員の皆様方から御意見を頂戴できればと考えております。

今後の流れについて御説明します。近日中に、事務局から令和3年度の「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の冊子及び御意見を記入していただく用紙を御自宅又は職場に郵送させていただきます。御意見を御記入の上、郵送、FAX、メールにより3月25日までに返信をお願いいたします。

皆様から頂きました御意見を参考に、次年度第1回本審議会において、会長、副会長と事務局から素案を示させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

新井会長

審議ということなのですが、この場では無理だと思いますので、今、説明がありましたように、また読み込んでいただいて、宿題になってしまいますけれども、この辺りをもう少し直した方が良いというのがあれば、また改めて出してもらって、次年度の1回目のところで見直しをしていくことになろうかと思っております。委員の皆様、よろしく願いします。

そうしましたらもう1点、いじめ防止等に向けた取組ということでお願いします。

事務局

「令和3年度はいじめ防止等のための主な取組について報告させていただきます。主なものとして、ここでは3つほど御説明いたします。

まず、1つ目に、いじめ問題に対する学校の意識を高めるために、校長会や生徒指導担当者等において、折に触れて「いじめの未然防止・早期発見・早期対応」について依頼をしました。令和4年2月7日には教育長名で、市内の全小学校・中学校・高等学校に対して「児童生徒のいじめ防止等に係る取組について」の通知を発送し、法の定義に基づいたいじめの認知や組織的対応の重要性、きちんと記録を残すこと等を伝えました。さらに、文部科学省や県教育委員会が実施する「いじめ問題対応研修」に指導主事が参加しましたので、全小・中・高等学校生徒指導担当者に向けてその内容についての伝達のための研修会を実施し、各校におけるいじめ防止の取組を強化し

ているところです。

2つ目として、昨年8月には、市内全8中学校の生徒会メンバーが一堂に会する「生徒会リーダーズセミナー」において「伊丹市生徒会いじめ防止宣言」を作成しました。画面に宣言を載せております。先ほどお示ししましたように、各校においてポスターや学校通信・生徒会新聞等により周知徹底しているところです。

3つ目として、このような取組により、学校においてもいじめ問題については感度高く見ておりますので、学校からは、連日いじめに関する報告や相談が多く寄せられます。事務局から対応についてアドバイスを行うとともに、指導主事が学校を訪問し当該クラスの視察を行ったり、対応について管理職と協議したりするなど、市をあげて問題解決に向けた取組を行っております。また、見守り体制等について、人手が必要な場合は、「不登校対策支援員」を当該校に追加配置派遣しております。また、カウンセラーの追加配置を行うことで、心のケアも行っております。

以上、全てではありませんが、今年度の取組についての説明です。

新井会長

ありがとうございます。今年度の取組の概要について説明がありました。審議としては次年度どうしたらいいのかということで、先ほどの鈴木委員の提案、あるいは市川委員の提案、それから青野委員のアピールや広報をもっとすべきだというようなことも次年度、取組として考えていただければと思います。

他にいかがでしょう。時間も迫っておりますけれどもまだ御発言のなかった方で特に何かあればお願いします。早崎委員お願いいたします。

早崎委員

本日は様々な御意見をいただきました。宿題としていただいた部分については、事務局でも責任を持って、どうしていかうかと検討して、審議会にお返しするというような形をとりたいと思います。様々なアイデアや提案を受けておりますので、それぞれについて事務局でも、学校現場で実施することのメリットの部分とデメリットの部分についても考えさせていただきたいと思います。

児童生徒のいじめを未然防止できる、そして、もしもいじめが起きてしまったときに、しっかり対応できるというところで伊丹市として取り組んでいきたいと思います。全てをお伝えするのは難しい部分もあると思いますが、御理解いただいた上で、また貴重な意見を今後ともいただければと思っております。

新井会長

他はよろしいでしょうか。それでは何人かの方は御意見がいただけなくて申し訳ありませんでした。12時を回りましたので、ここまでということにしてよろしいでしょうか。

そうしましたら次年度の取組についても基本方針の見直しの中に、こんなアイデアがあるということがあれば、事務局に伝えていただいて、また事務局でも検討していただき、あるいは、かなり大きなテーマだったら次年度の1回目に、こんなことを出てきたけれどもどうだと議論をしていければと思います。

そうしましたら委員の皆様にも宿題、事務局へも宿題ということで、たくさん課題が出て参りましたけれども、ぜひ伊丹の子どもたちのためにということで、よろしくお願ひしたいと思います。

子どものいじめの防止をしていくということは、ひいてはまちづくりとか、地域の

繋がりというところにも繋がっていくような気がします。そういう意味で、この会議も私はとても大事だと思っていますし、フォーラムもまた拡充するような形で何か考えていければと思いますので、今日いただいた貴重な意見をぜひ具体策に落とし込んで展開していけるように、御苦勞ですけれども事務局、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の審議はここまでといたしまして、事務局にマイクをお返しいたします。どうも皆様ありがとうございました。

司会

皆様、本日は熱心に御審議いただきましてありがとうございました。また本年度の伊丹市いじめ防止等対策審議会は、本日をもってすべての予定が終了しております。次年度の日程につきましては、4月以降に連絡をさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。